

事 前 評 価 調 書

I 事業概要													
事 業 名	治山事業（予防治山事業）												
地 区 名	新城市小畠字小矢場												
事業箇所	新城市小畠字小矢場												
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>谷止工3個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。</p>												
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33百万円</td><td>■工事費</td><td>32百万円</td><td>■用補費</td></tr> <tr> <td></td><td>1百万円</td><td>□その他</td><td>百万円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳			33百万円	■工事費	32百万円	■用補費		1百万円	□その他	百万円
事業費	内訳												
33百万円	■工事費	32百万円	■用補費										
	1百万円	□その他	百万円										
事業期間	採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度												
事業内容	谷止工3個を設置する。												
II 評価													
①事業の必要性	1) 必要性 当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。												
	判定 A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。												
	【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。												
②事業の実効性	1) 事業計画 平成27年度に立木補償1百万円、工事を32百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は33百万円の予定である。												
	2) 地元の合意形成 合意済み												
判定 A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。													
	【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。												
III 対応方針													
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容													
■対象（事業完了後5年目）	□対象外												
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】													
【主な評価内容】													
治山施設の整備状況													